

橋本市告示第 174 号

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市 LED 防犯灯設置補助金交付要綱(令和 7 年橋本市告示第 11 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(実績報告) 第 6 条 申請者は、補助対象事業の終了後、遅滞なく橋本市 LED 防犯灯設置補助金実績報告書(様式第 3 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 設置した LED 防犯灯の完成写真(新設の場合) (2) 取替え後の LED 防犯灯の完成写真(取替えの場合) (3)・(4) 略	(実績報告) 第 6 条 申請者は、補助対象事業の終了後、遅滞なく橋本市 LED 防犯灯設置補助金実績報告書(様式第 3 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 設置した LED 防犯灯の位置図及び完成写真(新設の場合) (2) 取替え後の LED 防犯灯の位置図及び完成写真(取替えの場合) (3)・(4) 略

様式第 3 号中「位置図及び」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 11 月 4 日から施行する。